

福山市人権交流センター人権啓発・交流事業業務委託に関する
プロポーザル実施要領

1 業務の目的

福山市人権交流センター条例（以下「条例」という。）に定める事業を、市民団体等と協働しながら効果的かつ効率的に推進する。

2 業務の概要

(1) 業務名

福山市人権交流センター人権啓発・交流事業業務委託

(2) 業務場所

福山市人権交流センター（福山市佐波町262番地3）

(3) 業務内容

福山市人権交流センター人権啓発・交流事業業務委託仕様書のとおり

(4) 業務履行期間

2026年（令和8年）4月1日から2027年（令和9年）3月31日まで

3 委託費

委託費の上限は、6,486,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

4 選定方式及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する業者からの提案を広く公募し、プレゼンテーション（ヒアリング）を行って提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を特定する。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

また、選定においては福山市議会における関係予算の議決が得られなかった場合は取り消すものとし、契約においても当該契約に係る2026年度歳入歳出予算が成立した日をもって効力を生じるものとする。契約締結日は2026年4月1日とする。

5 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 市内に事務所を有する「人権の擁護又は平和の推進」を活動分野に据えている広島県が認証した特定非営利活動法人であること。

6 参加申込の手続等

(1) 担当部局

福山市市民局まちづくり推進部多様性社会推進課
 〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号（本庁舎9階）
 電話：084-928-1006（直通）
 FAX：084-928-1229
 E-mail：tayouseisyakai-suishin@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

公告	2026年（令和8年）2月20日（金）
実施要領等の配付期間	公告の日から2026年（令和8年）3月6日（金）午後5時まで
質問書受付期間	公告の日から2026年（令和8年）3月2日（月）午後5時まで
質問書に対する回答期限・回答方法	2026年（令和8年）3月6日（金） 回答は、適宜福山市ホームページに掲載します。
参加申込書の受付期間	公告の日から2026年（令和8年）3月6日（金）午後5時まで
企画提案書の提出者の選定通知	2026年（令和8年）3月9日（月）
企画提案書の受付期間	2026年（令和8年）3月9日（月）から同年3月18日（水）午後5時まで
プレゼンテーション（ヒアリング）の実施	2026年（令和8年）3月24日（火）
企画提案書の選定通知	2026年（令和8年）3月下旬

(3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

2026年（令和8年）2月20日（金）から同年3月6日（金）午後5時まで

イ 配付場所

(1) に同じ

※ 福山市ホームページ (<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp> 以下同じ) からダウンロード可

(4) 質問書の受付及び回答の公表

ア 質問書提出期間

公告の日から同年3月2日（月）午後5時まで

イ 質問書の提出方法

質問事項がある場合は、質問書(様式9)を多様性社会推進課宛てに電子メール(tayouseisyakai-suishin@city.fukuyama.hiroshima.jp)にファイルを添付し提出すること。

※ 提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行うこと。

※ メール送信の際は、件名に「福山市人権交流センター人権啓発・交流事業業務委託に関する質問書」と記した上で送信すること。

ウ 質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、本市ホームページに掲載する。

7 参加申込書の作成等

(1) 受付期間 2026年（令和8年）2月20日（金）から3月6日（金）午後5時まで（郵送の場合は3月6日 午後5時必着）

(2) 提出場所 6(1)の担当課に同じ

(3) 提出方法 持参又は郵送（持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等（福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条に規定する市の休日）を除く午前8時30分から午後5時まで）

※ 提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数 次のア～ケの書類を作成し、各1部を提出すること。

（イ、エ、オ及びカについては、提出日の3か月前の日以降に発行されたもの。）

ア 参加申込書（様式1）

イ 法人登記簿謄本（写しでも可）

ウ 直前1事業年度の「貸借対照表」、「活動計算書」

エ 市税の完納証明書（原本。本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したものの。ただし、本市における納税義務のない者は申立書（様式2）を提出すること。）

オ 納税証明書（写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書（その3未納の税額がないこと用））

カ 印鑑証明書（原本）

キ 使用印鑑届（様式3）（実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。）

ク 委任状（様式4）（契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合に提出すること。）

ケ 誓約書（様式5）

8 プロポーザル参加資格の確認（企画提案書の提出者の選定）

7で提出された参加申込書をもとに参加資格の確認を行う。

(1) 参加資格確認結果の通知 2026年（令和8年）3月9日（月）

参加申込書の提出者全員に参加資格確認結果を通知する。

(2) 参加申込書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

- ・参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取りやめる。
- ・参加申込書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、参加資格の確認を行う。

9 企画提案書の作成等

(1) 受付期間 2026年（令和8年）3月9日（月）から3月18日（木）午後5時まで（郵送の場合は3月18日午後5時必着）

(2) 提出場所 6(1)の担当課に同じ

(3) 提出方法 持参又は郵送（持参の場合は、受付期間のうち、土・日・祝日等（福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条に規定する市の休日）を除く午前8時30分から午後5時まで）

※ 提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数

ア 企画提案書（様式6）1部

イ 企画書（様式7、8）9部

ウ 定款、規約 1部

エ 役員名簿、社員名簿、会員数 1部

オ 前年度の事業実績 1部

カ 参考見積書 1部

10 企画提案書の評価及び評価基準

9で提出された企画提案書をもとに福山市人権交流センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）で評価を行う。

(1) プレゼンテーション（ヒアリング）の実施

ア 日時 2026年（令和8年）3月24日（火）

イ 内容等 参加資格の確認結果通知時に別途通知する。

(2) 評価項目は次のとおりとする。

評価項目	評価内容	配点
活動内容、活動実績	市の施策との整合性	5
業務遂行能力	組織、人員等	5
組織体制	人権団体や関係機関との連携	5

企画内容	・企画の的確性、専門性、先進性、実行性 ・情報収集、発信能力	30
団体交流室の運営	団体相互の連携、交流を図れる運営となっているか	5
広報手段	事業の効果的な広報手段となっているか	5
事業評価	事業実施後の評価手法が適当なものか	5
プレゼンテーション	プレゼンテーション能力	5
参考見積	見積金額の妥当性	5
	合計	70

- (3) 評価の結果、合計点が35点未満の者の提案は不採用とする。
- (4) 受注候補者の特定は、運営協議会における評価を参考に市長が総合的に判断した上、本業務の受注候補者として特定する。
- (5) 評価結果・選定結果の通知
2026年（令和8年）3月下旬
企画提案書の提出者全員に評価結果・選定結果を通知する。
なお、特定者に対する採用通知は、評価の結果、受注候補者として特定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではない。通知後、福山市と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行う。
- (6) 評価結果は福山市ホームページに公表する。
- (7) 非選定理由に関する事項
ア 提出した企画提案書等が選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を書面により通知する。
イ アの通知を受けた者は、通知を受け取った日から起算して7日以内に書面（様式は任意）により、市長に対して非選定理由の説明を求めることができる。
ウ イの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面によって行う。
エ 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は次のとおりとする。
(ア) 6(1)の担当課に同じ
(イ) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで
- (8) 企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い
ア 企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取りやめる。
イ 企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、運営協議会において受注候補者としての適否を審査する。
- (9) 評価点が同点になった場合の取扱い
運営協議会による評価の結果、同点になった場合は見積書の金額の低い者を受注候補者に決定する。

1 1 契約の締結

- (1) 本業務の契約は、市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、見積合せの上、契約を締結するものとする。
- (2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容を基本とするが、受注候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が9(4)で提出した参考見積書の額と同額になるとは限らない。
- (3) 市長が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。

1 2 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 3の委託費を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合

1 3 その他の留意事項

- (1) 参加申込書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出できないものとする。
- (2) 参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。
- (3) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーション（ヒアリング）に要する費用等は、全て参加者の負担とする。
- (4) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しない。
- (5) 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属することとする。
- (6) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (7) 提出された参加申込書及び企画提案書は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがある。
- (8) 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。
- (9) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。
- (10) 提出された企画提案書等は、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づく情報公開請求の対象となる。

- (11) 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式自由）を担当課に持参又は郵送により提出すること。
- (12) 参加者（又は参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、運営協議会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- (13) 本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ福山市との協議に基づいて決定するものとする。
- (14) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、福山市は契約を解除できるものとする。この場合、市に生じた損害は受注者が賠償するものとする。
- (15) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合がある。この場合、参加者に対して福山市は一切の責任を負わないものとする。
- (16) 参加者は、参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。

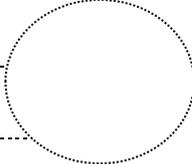
附 則

この要領は、2024年 2月16日から施行する。

(様式1)

年 月 日

福山市長様

申請者	本店の所在地		実印 
	商号又は名称		
	代表者名		

(角印等を使用する場合は、押印すること。)

参加申込書

次の案件について、実施要領等の内容を十分に理解し承諾した上で、プロポーザルへの参加を希望するので、関係書類を添えて参加を申し込みます。

なお、この申込書及び添付書類の記載事項について、事実と相違ないことを誓約します。

件名：福山市人権交流センター人権啓発・交流事業業務委託

添付書類

- ① 法人登記簿謄本（写しでも可）
- ② 提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の「貸借対照表」「活動計算書」
- ③ 市税の完納証明書（原本。本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。ただし、本市における納税義務のない者は申立書（様式2）を提出すること。）
- ④ 納税証明書（写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書）
- ⑤ 印鑑証明書（原本）
- ⑥ 使用印鑑届（様式3）（実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合のみ）
- ⑦ 委任状（様式4）
- ⑧ 誓約書（様式5）

(様式2)

申 立 書

年 月 日

福 山 市 長 様

申 立 人 本店の所在地..... 実 印
商号又は名称.....
代 表 者 名.....

(角印等を使用する場合は、押印すること。)

私は、福山市人権交流センター人権啓発・交流事業業務委託に係るプロポーザルの参加申込を行うに当たり、次のとおり申し立てます。

- 1 福山市内に事務所、事業所又は住所を有していません。
- 2 福山市内に固定資産を有していません。
- 3 福山市内に居住する従業員又は福山市内に居住した従業員に係る市民税の特別徴収義務者ではありません。
- 4 その他福山市に納付すべき確定した市税は、ありません。

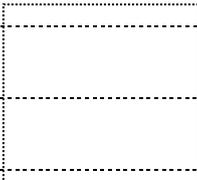
(注) この申立書は、福山市へ納税義務がない場合に提出してください。
福山市へ納税義務がある場合は、市税の完納証明書を提出してください。

(様式3)

使用印鑑届

年 月 日

福山市長様

申請者	本店の所在地		実印
	商号又は名称		
	代表者名		

(角印等を使用する場合は、押印すること。)

次の印鑑を、見積り、契約の締結並びに代金の請求及び受領のため使用したいので届出ます。

	(使用印)	(実印)
印鑑		

※ この届出書は、代表者印と異なる印鑑を見積り及び契約時等に使用する場合のみ提出すること。

※ 様式4委任状を提出する場合、この届出書は不要です。

(様式4)

委 任 状

年 月 日

福 山 市 長 様

委 任 者 本店の所在地..... 実 印
商号又は名称.....
代 表 者 名.....

(角印等を使用する場合は、押印すること。)

私は、次の者を代理人と定め、福山市人権交流センター人権啓発・交流事業業務委託に係るプロポーザルにおける次の事項に関する権限を委任します。

なお、本委任を解除し、又は変更する場合には、双方連署の上、届出のない限りその効力のないことを誓約します。

受 任 者 営業所等所在地.....
商号又は名称.....
名..... 前.....

委 任 事 項

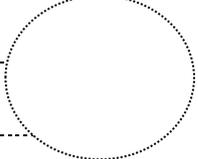
- 1 参加申込書及び企画提案書の提出に関すること。
- 2 見積りに関すること。
- 3 契約締結、変更又は解除に関すること。
- 4 契約金及び保証金の請求及び受領に関すること。
- 5 復代理人の選任に関すること。
- 6 その他契約に関する一切のこと。

(様式5)

誓約書

年 月 日

福山市長様

本店の所在地		実印
商号又は名称		
代表者名		

(角印等を使用する場合は、押印すること。)

私は、次の事項について誓約します。

これらに万一違反する行為があったときは、福山市人権交流センター人権啓発・交流事業業務委託に係るプロポーザル参加資格の取消処分を受けること、また、契約後の場合は本業務に係る契約の解除又は解約、及び違反によって福山市に生じた全ての損害を賠償することに異議を申しません。

- 1 福山市人権交流センター人権啓発・交流事業業務委託に係るプロポーザルの参加申込、企画提案及び見積りに当たり提出した添付書類を含む全ての書類は、真実に基づいて記載したものです。
- 2 次のいずれの者にも該当しません。
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に定める者
 - (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請し、再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けていない者
 - (3) 公告日以降に福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けている者
 - (4) 福山市に納付すべき市税を滞納している者
 - (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税を滞納している者
- 3 本件プロポーザルに参加するに当たっては、企画提案、見積り、契約及び業務実施等に係る関係法令及び諸規定を遵守し、誠実にこれを履行します。
- 4 本件プロポーザルへの参加及び契約に関して知り得た情報を機密情報として扱い、他の目的への使用並びに第三者への開示及び漏洩をいたしません。
- 5 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）をはじめとする個人情報保護に関する法令等を遵守します。
- 6 納付すべき市税については滞納しないことを誓約し、納付状況について調査されることに同意します。

(様式6)

企画提案書

年 月 日

福山市長様

所在地

商号又は名称

代表者職名、名前

㊟

担当部署

担当者職名、名前

電話番号

福山市人権交流センター人権啓発・交流事業業務委託に係る企画書等を次のとおり提出します。

- | | |
|---------|-----------|
| 1 企画書 | 正本1部、副本8部 |
| 2 参考見積書 | 正本1部 |

(様式7)

企 画 書

団体住所：

名 称：

代 表 者：

連絡先 TEL：

担 当 者：

1. (I-1) 団体の活動内容・活動実績（人権擁護に関する活動実績等）

2. (I-2) 業務遂行能力（業務従事者の配置とバックアップ体制）

（専門的スキル・経験等人材を含む）

3. (I-3) 組織体制 (ネットワーク、パートナーの状況)

(人権団体・関係機関との連携等)

4. (I-4) 人権交流センター館内での日常的継続的な常設展示計画

別紙「事業計画書 (様式8)」へ

5. (I-5) 広く市民を対象とした人権啓発事業等イベント計画 (年2回以上の実施計画)

別紙「事業計画書 (様式8)」へ

6. (I-6) 情報収集及び発信の提案

7. (I-7) 「センターニュース」の作成例のデモ

(出来上がりサイズはA4版とする)

コンセプトの提案

8. (I-8) 団体交流室の運営方策

--

9. (I-9) 事業の効果的な広報手段

--

10. (I-10) 委託業務実施後の評価手法

--

(様式8)

事業計画書 (※企画書の4. 5企画内容)

団体住所： _____

名 称： _____

代 表 者： _____

1. 館内での常設展示計画

(1) 実施時期と展示内容

実施時期・展示内容	事業のねらい	期待される効果

(2) 事業費

--

2. 人権企画等イベント計画

(1) 実施時期

--

(2) 事業名

--

※「ふくやま人権平和フェスタ」は必ず実施してください

(3) 事業のねらいと内容

--

(4) 事業規模

① 事業費（具体的に）

--

② 参加規模（対象者）人員

--

(5) 期待される効果

--

(6) 事業実施スケジュール

会議、打合せ、準備、実施など、どのような手順で事業を進めるのか示してください。

(様式9)

質 問 書

年 月 日

福 山 市 長 様

所在地

商号又は名称

代表者職名、名前

担当部署

担当者職名、名前

電話番号

2026年(令和8年)2月20日に公告された福山市人権交流センター人権啓発・交流事業業務委託に係るプロポーザルについて、次のとおり質問します。

質問事項

--